

男鹿市特定事業主行動計画

平成28年4月1日

I 総論

1. 目的

次世代育成支援対策推進法の基本的視点を踏まえつつ、男鹿市職員が仕事と子育ての両立と地域における子育ての支援を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定することとする。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

3. 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- (2) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口を総務企画部総務課とし、当該相談・情報提供等を適切に実施する。
- (3) 啓発資料の作成・配付、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- (4) 本計画の実施状況や数値目標の達成状況を年度ごとに点検・評価するとともに、職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

II 具体的な内容

1. 職員の勤務環境に関するもの

- (1) 妊娠中及び出産後における配慮
 - ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
 - ② 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。
- (2) 子どもの出生時における配偶者出産休暇（2日）、配偶者出産時の子の養育休暇（5日）及び年次有給休暇の取得促進について周知徹底を図る。
- (3) 育児休業を取得しやすい環境の整備等
 - ① 育児休業に関する制度を各部局に周知し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行うとともに、特に男性職員の育児休業の取得促進について周知徹底を図る。

- ② 育児休業を取得した職員の職場復帰時におけるOJT研修等を実施する。
- ③ 課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な場合は、臨時的任用職員制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

◆ 以上のような取組みを通じて、育児休業の取得率（者）を

男性 1人以上

女性 100%

とする。（目標達成年度：平成32年度）

また、配偶者出産休暇及び配偶者出産時の子の養育休暇の取得率を80%以上

とする。（目標達成年度：平成32年度）

(4) 時間外勤務の縮減

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について、周知徹底を図る。
- ② 毎週水曜日をノー残業デーとし、庁内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、定時退庁ができない職員が多い部署を把握し、管理職員への指導の徹底を図る。
- ③ 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、職員間の業務量の平準化を図る。

(5) 年次有給休暇取得の促進

- ① 管理職員に対して、部下の年次有給休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次有給休暇の取得を指導させる。
- ② 月曜日・金曜日と休日を組み合わせて年次有給休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進及び国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次有給休暇の取得促進を図る。

◆ 以上のような取組みを通じて、平成32年度末の職員1人当たりの年次休暇の取得目標日数を15日とする。

- ③ 子の看護休暇（38時間45分）を周知徹底するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。

(6) 母子家庭の母等の雇入れの促進等

母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進等を図る。

2. 子ども・子育てに関する地域貢献活動

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの適切な維持管理に努める。

(2) 子どもの体験活動等の支援

- ① 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関する情報を提供し、職員の積極的な参加を支援する。
- ② 小中学校等に職員を派遣し、特別授業等を実施する。
- ③ 交通事故防止について、綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。
- ④ 子どもを安全な環境で育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等へ職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員の参加を促進する。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関する講座・講演会等の実施や情報の提供を行う。